

【学術論文】

群馬県下における阿蘭陀通詞稲部市五郎の顕彰活動

藤 本 健太郎

Activities in Gunma Prefecture to Award the Dutch-Japanese Interpreter INABE Ichigoro

FUJIMOTO Kentaro

Abstract / Short Outline(概要)

Ichigoro Inabe (1786-1840), a Dutch -Japanese interpreter, had been accused of handing over prohibited items such as maps of Japan to Siebold in the 1828 Siebold Incident. As a result, he was sentenced to lifelong imprisonment to be served at the Nanokaichi clan of Kozuke. In 1840, Inabe suffered from dysentery in Nanokaichi and died at the age of 55. However, since 1926, commendation activities have been carried out in Gunma Prefecture, led by the Gunma Medical Association. In 1931, postcards of related historic sites were published, and a memorial monument was erected. In the commendation process, Inabe was treated as a symbolic figure who had laid the foundation for medical development in Nanokaichi, in spite of the fact that he was a "sinner" who had been sentenced to imprisonment.

This paper, will focus on the difference in the evaluation of Inabe based on historical materials written in the 19th Century and of the later evaluation as surmised from the proposal prepared by the medical association in Gunma prefecture, which led to the commendation activities. Through this comparison, it becomes clear why Inabe received an award in Gunma which is far from his hometown of Nagasaki, and what significance the commendation activities had for the people of Gunma.

キーワード：阿蘭陀通詞、稲部市五郎、齋藤壽雄、顕彰活動

はじめに

阿蘭陀通詞¹の稲部市五郎² (1786～1840) は、文政11年 (1828) に発覚したシーボルト事件³の際、シーボルトに日本地図等の禁制品を受け渡した罪に問われ、上野国七日市藩⁴で永牢⁵の処罰を受けた人物である。稲部はシーボルトから語学、本草学、医学に関する学識を高く評価され⁶、同様の処罰を受けた馬場為八郎や吉雄忠次郎と

ともにシーボルトに対する情報提供者としての役割を果たしていた。

天明6年(1786)に長崎市中の西上町もしくは樺島町で生まれた稲部は天保11年(1840)に七日市で痢疾(赤痢)に罹患し55歳の生涯を終えたが⁷、死後およそ85年を経た大正15年(1926)、群馬県北甘楽郡医師会を中心とした群馬県内での顕彰活動が行われ、昭和6年(1931)には所縁の史跡等を題材にした絵葉書の発行や、彼の永牢跡地に顕彰碑が建立されている。これはシーボルト事件で遠隔地に配流された三人の阿蘭陀通詞の中では初発となる事例⁸であった。一連の顕彰活動において、稲部は永牢処分を受けた「御預人」でありながら、七日市における医学発展の礎を築いた象徴的存在として扱われた。

【史料1】群馬県北甘楽郡医師会「稲部市五郎先生ノ建碑趣意書」(金杉英五郎『故稲部市五郎氏の赦免問題』群馬県北甘楽郡医師会、1931年所収)

先生ニ依テ吾等ノ先輩モ初メテ蘭学ノ教ヲ受ケタル等、今日我邦医学ノ発達ニ貢献セラレタル効蹟ハ決シテ尠ナシトセズ(中略)先生ガ本県ニアリテ医人ヲ啓発セラレ、然モ先生ノ遺骸ハ本郡ニ埋葬シアルガ故ニ、茲ニ本会ハ先生ノ功蹟ト且ツ此偉人ノ霊ヲ弔ハンガ為メニ、縁故アル旧藩主子爵前田利定閣下ニ篆額ヲ乞ヒ、医学博士金杉英五郎氏ニ碑文ヲ煩ハシ、先生ガ牢死セラレタル地ヲトシテ碑ヲ築キ、以テ聊カ永久ニ先生ノ霊ヲ慰メントス

本論では稲部の存命時点で作成された史料と一連の顕彰活動を主導した群馬県北甘楽郡医師会が作成した趣意書との間で、稲部の行動や処遇に関する記述に乖離がみられる点に着目し、両者の比較を通じて、なぜ稲部が出生地の長崎から遠く離れた群馬の地で顕彰を受けるようになり、顕彰活動が現地の人々にとってどのような意義を持っていたのかを先行研究の成果を踏まえながら検討する。

ところで、稲部の生い立ちやシーボルト事件前後の動向、そして七日市藩での永牢から死去に至るまでの活動については、自治体史や顕彰活動前後に記された論文を除くと蓄積が少ない状況にあった⁹。シーボルト事件の主要人物の一人であるにも拘わらず、稲部に関する研究が進展してこなかった要因としては、以下の3点が挙げられる。

- ・稲部について記した史料が少ないという認識があった¹⁰
- ・先行研究が引用していた史料の出典や所在が不明であった¹¹
- ・稲部の永牢先である七日市藩関係史料を用いるという視点が欠落していた

近年、片桐一男『シーボルト事件で罰せられた三通詞』（勉誠出版、2017年）によって、関係史料の紹介が行われた。その後、稲部家が市五郎の代まで務めていた内通詞職の職務実態解明を主な研究目的として、市五郎を含む稲部家当主に関する記事を日蘭双方の史料から抽出するとともに、内通詞のオランダ人に対する情報提供者としての役割を提起したのが、イサベル・田中・ファンダーレン「阿蘭陀通詞稲部市五郎について」（『長崎学』第3号、2019年）である。当該論文の発表にあたっては、群馬県内での七日市藩関係史料調査（「大里家文書」、「保坂家文書」¹²）が実施され、稲部に関する関連史料の所在情報の特定、翻刻及び解題が行われた¹³。その結果、数多くの同時代史料の存在が明らかになっている。

永牢後の稲部の動向や七日市藩での処遇、そして大正末年から昭和初期にかけて実施された赦免・顕彰活動までを通観して分析することで、近世期において海外交流の窓口の一つであった長崎出身の知識人が他国に配流となり、長期間にわたって配流先に滞在することになった事実が、伝播先にどのような学術上の影響を与えたと認識されていたか検証したい。

1. 長崎及び七日市での稲部市五郎の活動と処遇

(1) シーボルト事件発覚以前の阿蘭陀通詞としての動向

はじめに、稲部の事績について関連史料をもとに、阿蘭陀通詞としてのシーボルト事件前後の動向、七日市藩での永牢から死去に至るまでの経過を中心に分析したい。

稲部が史料上に登場したのは、享和3年（1803）成立の「長崎地役人附¹⁴」が初めてであり「内通詞小頭」としてその名が確認されている。

ファンダーレン氏の研究によると、その後もシーボルトやブロムホフといったオランダ商館の関係者の手によって、長崎での稲部のオランダ語の力量に関する記述が確認されている。例えばシーボルトは稲部に対して「我々の母国語を完全にマスターしていた」通詞の一人であり、商館長のヘンドリック・ドゥーフが帰国した文政元年（1818）以降、ドゥーフが文化9年（1812）から手掛けていた蘭和辞典「ドゥーフ・ハルマ」を「大いなる熱意をもって」改訂した人物という認識を持っていた¹⁵。

また、文政6年（1823）、ブロムホフ「オランダ商館長日記」によると、稲部について「〔仮の・臨時の〕稽古通詞（稽古通詞助カ）の彼が有給の稽古通詞に昇進した¹⁶」との記述もみられることから、このころまでに島の出島のオランダ人のもとで、貿易業務の下働きをする内通詞から、稽古通詞というオランダとの公式な外交・貿易業務を担う立場へ転身を遂げたことがわかる。

文政6年のシーボルト来日後、稲部はシーボルトによる長崎近辺での薬草採集に同行している。シーボルト経由で持ち込まれた貿易品（薬品、酒類、ガラス瓶など）の

うち、文政10年(1827)から文政12年(1829)取扱分の売り捌きにも協力¹⁷しており、シーボルトから「私の長崎周辺の調査にすべて同行した、忠実で最も親密で信頼のおける¹⁸」人物と評されるなど、シーボルトとの間で親交を持っていたことが窺える。

その後、文政11年のシーボルト事件発覚直前の時点で、稽古通詞から小通詞末席に昇任していた稲部であったが、彼はシーボルト事件においてどのように日本地図の受け渡しに関与し、処罰されたのだろうか。江戸幕府評定所の判例集として編纂された「御仕置例類集」には以下のとおり記されている。

【史料2】 国立国会図書館蔵「御仕置例類集」乙〔第四輯〕十七下 掟事并御触申渡等を背候部、文政13年(1830)5月条

稲部市五郎

総而日本人方阿蘭陀人江音信贈答者容易ニ不相成段弁乍罷在、高橋作左衛門方外科シーボルト江日本地図相送候旨馬場為八郎申聞、相渡候由シーボルト市中出之節右品相渡、猶又同人より作左衛門江琉球国之地図紙包ニ而相送候節も地図与乍存、江戸詰猪俣源三郎方迄遣シ、作左衛門江相届候段、御用筋与心得候由、右始末通詞之身分別而不届ニ付永牢申付、前田大和守江引渡もの也

稲部の罪状としては、①日本地図が外国人に渡すことが許されていない御禁制の品物であることを知りながら、高橋景保からシーボルトへと贈られた日本地図をシーボルトに渡すよう、大通詞の馬場為八郎から申し聞かされ、シーボルトが長崎市中に外出した際に日本地図を渡したこと、②シーボルトから高橋に贈られた琉球国の地図を、江戸詰の阿蘭陀通詞である猪俣源三郎を通じて高橋に送付した、という2点が挙げられている。

いずれも職務の一環と考えた上での行動とはいえ、阿蘭陀通詞の身分にありながら御禁制の品物を外国人に渡す行為そのものが罪に問われ、稲部は上野国七日市藩での永牢に処せられた。永牢先の七日市にも5月23日に江戸から稲部の身柄の引き渡しに関する連絡が届いている。

【史料3】 群馬県立文書館蔵「(文政13年)日記」(収蔵番号：PF8802 - 41 - 726)
文政13年5月23日条

阿蘭陀小通詞末席

稲部市五郎

右之者不届之品有之永牢申付候、長崎表ニ者難被差置筋ニ付、其方江引渡候間在所江差遣、流人之取扱ニ而生涯取籠置候様可被致候、尤請取方并途中手当等之儀

者、筒井伊賀守江可被承合候

七日市藩への引き渡しが決まった直接の理由は明らかでないものの「御仕置例類集」によると馬場・吉雄・稲部の3人の処分をめぐっては、長崎での永牢処分は手限（長崎奉行の分限で処分した軽犯罪人）と「相混候」との理由から適当でないという見解については一致したものの、預け先を巡っては評定所内での評議がまとまらなかったとみられ、松平伊豆守ほか3人と服部中務大輔ほか3人がそれぞれの意見を上申している¹⁹。

松平伊豆守らは江戸町奉行所まで彼らを連行した上で、裁決を下し、江戸で永牢に処すことを主張している。一方、服部中務大輔らは、馬場・吉雄・稲部を江戸で永牢に処すことについて否定する意見を述べた上で、長崎警備を担当している福岡藩もしくは佐賀藩を永牢先の候補として挙げたものの、阿蘭陀通詞の身分が軽いとの理由から、両家と比較して家格が低い平戸藩もしくは大村藩での処遇を主張した。

結果的に両者の意見を折衷する形で、三通詞は九州から遠く離れた東北・関東地方の一万石程度の藩に預けられることが決定した。なお、稲部に日本地図を渡すよう指示した馬場為八郎は出羽国秋田新田藩（後に亀田藩に預け替え）に、高橋とシーボルトとのやり取りを通弁した吉雄忠次郎は米沢新田藩に永牢となっている。

(2) シーボルト事件発覚以後の「御預人」としての動向

文政13年（1830）5月21日、稲部の身柄が七日市藩へ引き渡されるに際して、七日市藩は亀田藩、米沢新田藩とともに、幕府に対し阿蘭陀通詞三人の現地での取扱いに関する伺いを立てている。これに対して6月7日、幕府から稲部の七日市での処遇に関して、遵守すべき事項が示された。

【表1】阿蘭陀通詞三人の永牢先での取扱いに関する幕府への照会及び回答

問	答
牢屋の番人の配置	侍1人、足軽2人程度でよい。
朝夕の食事	簡素なものでよい。
病気になった場合と治療方法	必ずしも手医師（藩召抱えの医師）に診察させる必要はない。鍼治療でも改善の見込みがないときは、手医師に診察させてもよい。病気にかかった都度に江戸町奉行所へ報告する必要はない
髪結い	小者によって髪結いさせることは差し支えない。ただしハサミは使用しないこと。
入浴	自由に行わせてよい。
筆墨紙等の差入れ	鼻紙等は差し支えないが、筆墨の差入れは不要である。
死亡した場合	江戸町奉行所役人による検視のあと、死骸は取り捨てるように。

【表1】は大里家文書「(公用)日記」文政13年6月7日条から主要な項目を抜粋したものであるが、特に着目すべきが刃物の取り扱いと筆墨紙の使用であり、前者については自殺の防止、後者については連絡手段の制限という目的のもと七日市藩に指示が下されたものと考えられる。その後、6月9日に七日市へと到着した稲部は、七日市藩陣屋にあった門番屋敷近くの長屋に身柄を収容された。以降、稲部は死亡するまでのおよそ10年間を同地で過ごすこととなった。

七日市藩において稲部の見張りや体調不良時の診察にあたった面々は以下のとおりであった。

掛役：石井宇右衛門 → 石井住右衛門

医師：高橋順庵（内科）、黛柳軒（外科） → 畑道意（内科、外科）

牢番：足軽4人（昼夜2名の交代当番）

掛役を命じられた石井宇右衛門と住右衛門は父子にあたる。石井家は目付や大目付を務める家柄であった。また、高橋順庵、黛柳軒、畑道意の3人は、いずれも七日市藩お抱えの手医師と呼ばれる人々であった。掛役の石井父子の交代時期は判然としないが、医師に関しては、天保7年（1836）、高橋と黛が藩主の江戸参勤に随行したため、以降、畑が稲部の診察を担ったこと²⁰、天保9年（1838）正月には稲部が中風を患ったため、畑が鍼治療にあたるなどしている²¹。

その後、七日市藩は天保10年（1839）8月に至って、幕府に対し稲部の改悛の度

合いが深いことや老衰を理由に宥免を願い出ている。

【史料4】 国立国会図書館蔵「御仕置例類集」乙〔第四輯〕八下 取計之部、天保10年8月条

前田大和守伺

一、同人江御預被置候、元阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎宥恕之儀評議

去ル天保元寅年五月、私江御引渡、在所江差遣流人之取扱ニ而、生涯取籠置候様被仰渡候、阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎儀、在所江差遣敵敷取籠置候処最早追々老衰仕、殊去戌年正月初旬俄中風之症相発、半身不随歩行等も進退不仕難儀至極ニ付、早速医療無油断手当仕候而漸々快方ニ趣候様子ニ御座候、同人儀不届之品有之ものニ御座候得共、先非後悔平常恐入日夜歎息涕泣仕居候、私江御引渡最早拾ケ年ニも相成候間、何卒格別以御沙汰、罪一等被成下御宥免、折々私陣屋内徘徊為仕、且又親族之忌日等ニ者、近所之寺院江仏参等も為仕度奉存候（後略）

病状は快方に向かっていた稲部であったが、後遺症のために半身不随となり、日夜嘆息落涙している様子が述べられるなど、心身の衰えが激しかったようである。仮に宥免が認められた場合でも、稲部は長崎への帰国が許されたわけではなかったが、七日市藩の陣屋内での移動や寺院での墓参が許されるなど、一定の処遇改善が図られた可能性があった。しかしながら、幕府の評定所では「元来不一ト通罪科之もの」であるとして、七日市藩による宥免願が聞き入れられることはなく却下された²²。結果として天保11年7月、稲部は「痢疾」の症状を訴え、治療の甲斐なく8月25日に死亡している。

【史料5】 長崎歴史文化博物館蔵「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死ニ付死骸御見分取扱控」（収蔵番号：市学1）

一、御引渡人元阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎儀、七月廿七八日頃方時候相障痢疾之症ニ而下利有之不快之旨訴置候、番人共方申出候ニ付早速懸り役相詰、御医師畑道意調薬療治申付置候処、八月十四日頃方水氣有之、食料等茂相減候得共気分相変候儀者無之処、同月廿二日頃方疲労相募、食事不相進次第衰弱強、不軽容体ニ付、則容体書差添江戸表江同日宵立飛脚兩人差立申候

一、翌廿三日夜容体差重り候ニ付、猶又江戸表江十四時刻付御飛脚差立之

一、同廿四日、弥不相勝候ニ付、御手医師畑道意・高橋順庵相談之上、懐法加減之調剤種々相尽、看病人共無油断介抱致候得共養生不相叶、廿五日午ノ刻過

致死去、依之懸り役并御医師御徒士目付立会、死骸相改候処別条無之候

稲部の死後、江戸町奉行所役人による検死が行われた。稲部の死骸検死に関する史料としては、七日市藩内で庄屋を務める家柄であり見分使の接遇などに関わった松井謙治家文書「稲部氏ニ関スル件²³」や「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死ニ付死骸御見分取扱控」に詳しい。検死終了後に死骸は「夜中弓張提灯壺ツニ而、密々天台宗金剛院江取捨²⁴」となり、七日市藩内の天台宗寺院である金剛院に運ばれた²⁵。

一連の七日市藩での永牢中の処遇について、稲部の診察にあたった3人の医師は、幕府の指示では必置とされていなかった「手医師」であり、中風を患った後に評定所へ提出された宥免願なども行われており、幕府の指示に背かない範囲で七日市藩が稲部の健康管理や死後の埋葬に配慮していた様子がうかがえる。

その上で指摘しておきたい事項が、稲部の最期を看取った畑道意は、シーボルト門人の伊東玄朴のもと、西洋医学を学んだ人物であったことである。伊東の妻は稲部とともにシーボルト事件での日本地図の受け渡しに関与した猪俣源三郎の妹であり、伊東自身も猪俣とともにシーボルトの江戸参府に同行している。つまり、稲部と畑は蘭学・西洋医学を学んでおり、伊東を介して共通する学問分野への関心を有していたことが分かる。

しかしながら、現存する史料の中には【史料1】に記されている「長崎から七日市藩に蘭学や医学を伝えた」趣旨の記述は確認できない。加えて、七日市藩が稲部に「御預人」という位置付けを越えるような待遇をした記述は見当たらない。それでは、いつの時点から稲部が蘭学や医学の伝播者としての評価を付与されたのかを以降にわたって検証したい。

2. 稲部市五郎の顕彰活動と齋藤壽雄

(1) 群馬県医師会長齋藤壽雄

その後、長きにわたり忘れ去られていた稲部の存在が顕在化され「長崎から七日市藩に蘭学や医学を伝えた」趣旨の記録が文献上で初めて確認されるのが、シーボルト研究の先鞭ともいえる呉秀三²⁶『シーボルト先生—其生涯及び功業—』である。呉はシーボルト事件で処罰された稲部の事績を詳らかにするにあたって富岡町の齋藤壽雄(1847～1938)という人物から情報提供を受けたと記している。

【史料6】 呉秀三『シーボルト先生—其生涯及び功業—』吐鳳堂書店、1926年、乙編
120頁

富岡町齋藤壽雄君報によれば、稲部市五郎には預け当座は何人もこれと言葉を交

はすことも相成らざりし由。後年に及びては藩中に病人ありて容態重く藩医にて為すべき術を弁へぬ場合、牢番人を頼みて、稲部氏に手当の方法など問ひ合せ、書付けて、それを病人方に伝へたりと云ふ。稲部氏は医業の心得もありたるなり（後略）

稲部が蘭学や医学の伝播者として紹介されるようになった理由は、齋藤から呉秀三にもたらされた情報提供がきっかけであったことがわかる。ここで齋藤の人となりについて紹介しておきたい。

弘化4年（1847）に小幡藩医の息子として生まれた齋藤は安政4年（1857）から江戸での医師修行を積んだのち、文久2年（1862）には高崎寄合町の五藤俊英という人物のもとで種痘術を習得。その後、慶応3年（1867）から小幡藩と七日市藩の藩医を兼務。明治4年（1871）に大学南校（明治初期の政府所轄の洋学校。東京大学の前身）に入学。翌年父の死去に伴い帰郷して甘楽郡医学講習所の副所長となる。その後明治7年（1874）から群馬県高瀬村で開業し、群馬県会議員を経て、明治31年（1898）衆議院議員となる。

また、彼は群馬県下の医師会活動にも長きにわたって従事しており、北甘楽郡医師会会長、群馬県医師会会長などを歴任²⁷。群馬県医師会の重鎮と呼べる存在であった²⁸。

齋藤の事績のうち特筆すべきものとして挙げられるものが群馬県令であった楢取素彦のもとで廃娼運動に尽力したことである。明治44年（1911）以降、廃娼運動を推進した廓清会の機関誌『廓清』において、齋藤は群馬県内での遊廓における梅毒検査の経過を述べるにあたり、自身の医師としての経歴や西洋医学に対する考えを表明している。

【史料7】 齋藤壽雄「群馬県廃娼顛末」『廓清』第21巻第1号、1931年

自分は家祖以来医術を以て小幡藩主織田家及松平家に仕へ七日市藩、前田家は御出入医と称し有事の日藩医同様勤務することとし、傍ら一般疾病者の診療に従事したるに、花柳病患者の診療を請ふもの多く、（中略）此時警視庁は従来の検徴法の不完全なることを知り、独逸医学者の検徴法を採用し、之れを実行せる由伝聞したる故、其の法を伝習したき旨申立たる

齋藤は七日市藩と隣接する小幡藩の藩医の家系に生まれ、七日市藩にも「御出入医」として在籍した経歴を持っていた。つまり、七日市藩医として稲部の最後を看取った畑道意らは齋藤からみると【史料1】でいう「吾等ノ先輩」にあたる存在でもあった。

加えて、齋藤自身も明治12年（1879）には医師として遊廓での娼妓の検徴に関心

を有して、自費で東京に出張し検徽に随行、吉原遊廓や洲崎遊廓の駆徽院で検徽法の伝習を受けた経験を持っていた。

また「独逸医学者」による検徽法の習得に高い学習意欲を持ち、群馬帰県後は自らが受け持つ一の宮町と妙義町の駆徽院において検査台や検査器具を新調する²⁹など、齋藤には西洋医学に対する憧憬及び技術習得への積極的な受容の姿勢がみられる。

その後、大正15年から齋藤の主導によって群馬県下における稲部の顕彰活動が展開されてゆくこととなる。

(2) 稲部市五郎顕彰活動の背景と経過

それでは、なぜ大正15年に稲部市五郎の顕彰活動が行われるに至ったのだろうか。最も大きな要因の一つとして考えられるのが、大正13年(1924)に長崎県が中心となって行ったシーボルト渡来100年記念祭の影響である。シーボルト渡来100年記念祭とは、文政6年におけるシーボルト渡来から100年を記念して「我邦文化ニ偉大ノ効蹟³⁰」を与えたとされるシーボルトを顕彰することを目的に、長崎県が外務省の協力のもと、記念品展覧会・講演会・著書及遺品購入・胸像建設・旧宅地買収・記念館建設などを計画した事業である³¹。

このうち、シーボルトに関する著書執筆を担当したのが呉秀三であり、その成果物として上梓されたのが『シーボルト先生一其生涯及び功業一』であった。齋藤は稲部の七日市藩での事績に関する執筆協力者として名前が挙がっており³²、実際に呉との書翰のやり取りを通じて史料情報の提供を行った形跡(同書中における「齋藤壽雄君報知³³」という記述)も確認できる。

また、齋藤は稲部に限らず、本業の傍ら自らの出身である小幡藩において明和事件に関与して山県大弐とともに処罰された吉田玄蕃や津田頼母の顕彰など、北甘楽郡域の偉人顕彰に意欲をみせている³⁴。このように、呉の著書執筆の調査協力がきっかけとなって、もともと抱いていた郷土史に対する興味関心が喚起されたことに加え、齋藤は自らの医師としての源流をシーボルトとの深いつながりを有しオランダ語や医学に堪能であった稲部市五郎に求めるようになり、このことが稲部の顕彰活動に取組む動機になったと考えられる。

群馬県下において稲部の顕彰活動を展開するにあたって、はじめに必要なとされたのが赦免を受けないまま死亡した稲部の罪状確認及び名誉回復であった。齋藤は衆議院議員時代の同期当選者であった金杉英五郎を通じ、司法大臣の江木翼に大正15年、稲部をはじめとする3人の阿蘭陀通詞の罪状が消滅しているか確認を依頼している。

【史料8】金杉英五郎『故稲部市五郎の赦免問題』群馬県北甘楽郡医師会、1931年、2頁

群馬県富岡町の老友齋藤壽雄翁、余が常に隠れたる功労者を顕揚するの癖あるを知り、文政十三年五月二十五日、永牢の宣告を受け、天保十一年八月二十二日牢死したる阿蘭陀小通詞稲部市五郎が今尚ほ無赦のまゝたるを哀み、赦免の方法を講ぜられんことを余に謀る

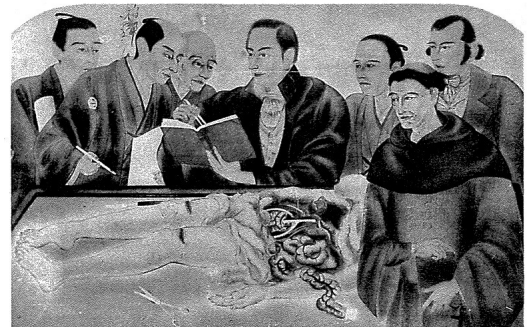
結果として、稲部の罪状が明治元年（1868）の恩赦により消滅しているとの言質を得た齋藤は、自身が名誉顧問を務めていた北甘楽郡医師会に働きかけ、昭和6年に稲部の永牢跡地に記念碑を建立（記念碑の銘文は稲部の顕彰活動に尽力した金杉英五郎によって執筆）、記念絵葉書も発行された。

【史料9】「稲部市五郎種昌の碑³⁵」銘文（群馬県富岡市七日市1619）

先生文政年間依有和蘭陀医斯保爾篤与東都天文方高橋作左衛門私通音信之事得辜而、与馬場為八郎・吉雄忠次郎等共被遣渡于各藩、先生迺被放保于七日市前田大和守邸、在牢十一年疾中風及痢病、終以天保十一年八月廿二日卒于監倉中、享年五十五、前田家葬之七日市金剛院、爾後九十年間未有以表其墓、群馬県医師会会長元衆議院議員齋藤壽雄翁、与同志謀碑之命文于英、英惶悚謝不敏、翁日子曾有尽于稲氏特赦解決之縁、子其勿辞、英於是再拜奉命謹誌日（後略）

昭和六年四月 貴族院議員正三位勲二等子爵 前田 利定 篆 額
貴族院議員勲三等医学博士 金杉英五郎 撰並書

碑文において稲部は「蘭医「シーボルト」氏ニ從ヒ蘭学医術ノ研究ニ従事³⁶」した人物であり、前掲【史料1】記載のように「先生ニ依テ吾等ノ先輩モ初メテ蘭学ノ教ヲ受ケタル」、「先生ガ本県ニアリテ医人ヲ啓発セラレ」た点が功績として挙げられている。西洋医学の日本への伝来に重要な役割を果たしたとされる、シーボルトの存在を前提とした顕彰活動が展開されていることが特徴として挙げられる。とりわけシーボルトの解剖に稲部が立会って通訳している様子を描いた記念絵葉書の掲載絵柄には、そうした意識が顕著に表れているといえよう（【図1】参照）。稲部個人については「長崎から七日市藩に蘭学や医学に関する技術を持ち込んだ伝播者」としての役割が強調されていることも付言しておきたい。



その上で、齋藤が長らく医師会会長を 【図1】 稲部市五郎顕彰記念絵葉書（個人蔵）

務めていた北甘楽郡の医師たちの先達にあたる人々は、(同時代史料からそのような事実は確認できないものの) シーボルトから西洋医学の技術を身に着けた稲部から教えを受けており、近代以前から西洋医学に親しんでいたという地域固有の歴史を誇示しようとする側面も垣間見える。

おわりに

稲部はシーボルト事件で日本地図をシーボルトに引き渡した罪を問われ、文政13年から天保11年に死亡するまでの10年間を七日市藩で過ごした。その過程で稲部と彼を診察していた七日市藩医の畑道意は、共に蘭学・西洋医学を学び、猪俣源三郎や伊東玄朴という共通の知人を持っていた形跡は存在するものの、具体的に稲部と畑をはじめとする七日市藩医たちとの学問上の交流を述べた史料の存在は現段階で確認できない。

その後、大正時代に至り、稲部の永牢先である北甘楽郡医師会長や群馬県医師会長を歴任した齋藤壽雄らが中心となって稲部の罪状消滅確認、顕彰碑の建立などの顕彰活動が行われた。自らもドイツ人医師から伝習を受けるなど西洋医学の影響を受けて医師としての技量を高めた自負を持つ齋藤は、知人である呉秀三や金杉英五郎の著作を通じて、幕府からの「御預人」であった稲部を「長崎から七日市藩に蘭学や医学を伝えた」人物として紹介することに力を注ぎ、北甘楽郡域における顕彰の対象として稲部の存在を顕在化するようになった。

明治以降、西洋医学の受容を推進し地元医療の発達に貢献した自負を持つ群馬県北甘楽郡の医師たちは自己の学系が近世以前から西洋医学を先取してきたことを証明するための手段として、シーボルトと深い間柄にあった稲部を対象として、彼に近世日本において西洋医学の流入拠点であった長崎からやってきた伝播者としての役割を持たせる形で顕彰活動を展開していった。

群馬県下における稲部市五郎の顕彰活動からは、齋藤壽雄に代表される近世一近代移行期に活動した医師たちにとって、いかに西洋医学の学習及び導入が内外に誇るべき事項として捉えられていたかを知ることができると同時に、近代日本の地方都市において、地域の知識人かつ名士である医師たちによって、郷土の歴史意識が醸成され始める過程が如実に表れている。

注

- 1 日蘭間にあつて貿易、外交及び文化交渉の事務にあつた通訳官兼商務官。職階として近世初期は大通詞、小通詞、稽古通詞から成り立っていたが、18世紀以

降に通詞目付、大通詞、小通詞、小通詞並、小通詞助、小通詞末席、稽古通詞、稽古通詞見習など細分化した(原田博二「阿蘭陀通詞の職階とその変遷について」『情報メディア研究』第2巻第1号、2003年)。ほかにも、出島のオランダ人のもとで貿易業務の下働きをする内通詞も存在した(横山伊徳「出島下層労働力研究序説—大使用人マツをめぐる—」(横山伊徳編『オランダ商館長の見た日本—ティツィング往復書翰集—』、吉川弘文館、2005年))。

- 2 諱は種昌。シーボルト事件発覚時には小通詞末席の職階にあった。
- 3 文政9年(1826)、出島オランダ商館医であるシーボルトがオランダ商館長の江戸参府随行の際、国外への帯出が禁じられていた「日本沿海輿地全図」「蝦夷・樺太地図」など日本地図の写しを、天文方兼書物奉行の高橋景保や江戸・長崎在勤の阿蘭陀通詞の協力を得て帰国時に持ち出そうとしたことが発覚、文政11年(1828)に摘発された事件。シーボルトは国外追放となり、高橋景保は獄死(判決は死罪扱い)するなど関係者が多数処罰された(洋学史学会監修『洋学史研究事典』恩文閣出版、2014年、65頁)。
- 4 現在の群馬県富岡市。前田利家の五男利孝を藩祖とする。石高1万石。七日市藩は藩領全域が甘楽郡内に所在していた。なお、同じ甘楽郡には奥平信昌の四男松平忠明の系譜に連なる小幡藩領(2万石)も含まれていた。
- 5 対象者を終身牢に監禁すること。現在の禁固刑に近い扱いとなる。
- 6 イサベル・田中・ファンダーレン「阿蘭陀通詞稲部市五郎について」『長崎学』第3号、2019年、101頁。
- 7 稲部の父にあたる松十郎は天明5年(1785)時点で西上町に住んでいたが、後に天明8年(1788)までには樺島町に転居している。そのため、市五郎の出生地については西上町もしくは樺島町のいずれかであると推測できる(ファンダーレン前掲、2019年、117頁)。また、年齢についても『甲子夜話』続編では「三十四歳」(第46巻、記事番号5番)と「寅四十五歳」(第46巻、記事番号7番)との表記が混在しているが、本論においては群馬県立文書館収蔵「日記」(「大里家文書」収蔵番号：PF8802-41-726)文政13年6月7日条における、稲部の身柄引渡時に記された「寅四拾五歳」という内容に従った。
- 8 馬場為八郎に関しては昭和29(1954)年に配流先の亀田郷土史会の手で顕彰碑が設置されている。吉雄忠次郎に関しては配流後、3年足らずの天保4年(1833)2月29日に死去していることもあって目立った顕彰活動はみられないが、昭和55(1980)年以降、墓所の移築や改修が行われている。
- 9 七日市藩御預け後の稲部市五郎の関係史料について検討した戦前の主要な研究成果としては、呉秀三『シーボルト先生—其生涯及び功業—』(吐鳳堂書店、1926年)、

- 川村恒喜「稲部市五郎の死骸見分」(『掃苔』第4巻第4号、1935年)がある。
- 10 片桐一男氏は稲部について「オランダ語の力量を示すような資料を欠いていて、三通詞のなかで最も未詳である」と述べる(片桐一男『シーボルト事件で罰せられた三通詞』勉誠出版、2017年、72頁)。
 - 11 例えば川村恒喜「稲部市五郎の死骸見分」(『掃苔』第4巻第4号、1935年)で取り上げられた「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死ニ付死骸御見分取扱控」は、所蔵者の変更が理由となり近年まで所在が不明であった。平成29年(2017)2月に長崎市長崎学研究所が取得、現在は長崎歴史文化博物館に収蔵されている。
 - 12 大里家と保坂家は七日市藩で家老職を務めた家柄。両家ともに七日市藩内で起こった出来事を年次ごとに「公用日記」として編纂していた。いずれも七日市藩政を知る上で重要な史料である。現在、群馬県立文書館に影印本が収蔵されており本論執筆にあたっては影印本を用いた。
 - 13 イサベル・田中・ファンダーレン、藤本健太郎「稲部市五郎関連史跡・史料・文献一覧」及び藤本健太郎「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死ニ付死骸御見分取扱控」(いずれも『長崎学』第3号、2019年)
 - 14 長崎大学経済部図書館蔵(所蔵番号:武藤514 - M217)
 - 15 Ph. Fr. de Siebold. Isagoge in Bibliothecam Japonicam et studium literarum Japonicarum, Lugduni Batavorum, 1841, xxi頁(ファンダーレン前掲、2019年、107頁及び154頁)。
 - 16 Dagregister, Jan Cock Blomhoff, 19 mei 1823(ファンダーレン前掲、2019年、107頁及び149頁)。
 - 17 松井洋子「シーボルトの勘定帳―出島における経済活動を探る―」(国立歴史民俗博物館編『国際シンポジウム報告書「シーボルトが紹介したかった日本」』正文社、2015年、147～156頁)。
 - 18 「シーボルト日記」1828年12月16日より抜粋(ファンダーレン前掲、2019年、155頁)。
 - 19 国立国会図書館蔵「御仕置例類集」乙〔第四輯〕十七下 掟事并御触申渡等を背候部、文政12年3月条
 - 20 長崎歴史文化博物館蔵「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死ニ付死骸御見分取扱控」(収蔵番号:市学1)9月8日条。
 - 21 大里家文書「(公用)日記」天保9年正月23日条
 - 22 国立国会図書館蔵「御仕置例類集」乙〔第四輯〕八下 取計之部、天保10年8月条。当該部分には、稲部の宥免願が聞き届けられなかった別の理由として、天保6年(1835)に亀田藩によって幕府に提出された馬場為八郎の宥免願が却下された事

例が引き合いに出されている。

- 23 群馬県立文書館蔵（収蔵番号：9 - 3 - 146 - 4）
- 24 「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死ニ付死骸御見分取扱控」9月8日条
- 25 現在、金剛院には「天保十一年庚子八月廿二日」付の稲部の墓（富岡市指定史跡）が存在する。建立時期は不明
- 26 生没年1865～1932。東京帝国大学教授で精神医学者。日本における精神病学の発展、精神病院の近代化に尽力した。シーボルト研究に関する研究者としても知られ、翻訳に『シーボルト江戸参府紀行』、著書『シーボルト先生一其生涯及び功業一』、『華岡青洲先生及其外科』などがある。
- 27 長崎歴史文化博物館蔵「履歴書（医師・齋藤壽雄）」（収蔵番号：市学272）
- 28 丸山清康『群馬の医史』群馬県医師会、1958年、435～437頁。
- 29 齋藤壽雄「群馬県廃娼顛末」『廓清』第21巻第1号、1931年
- 30 群馬県北甘楽郡医師会「稲部市五郎先生ノ建碑趣意書」（金杉英五郎『故稲部市五郎氏の赦免問題』群馬県北甘楽郡医師会、1931年所収）
- 31 沓澤宣賢「シーボルト渡来百年記念祭に関する一考察—外務省外交史料館所蔵史料を中心に—」（『鳴滝紀要』第6号、1996年、128頁～130頁）。なお、文化6年は西暦1823年であることから、当初大正12年中の実施が予定されていたが、同年発生した関東大震災の影響を受け、1年間延期となった。
- 32 呉前掲、1926年、はしがき9頁。
- 33 呉前掲、1926年、844頁及び乙編119頁。
- 34 「齋藤壽雄翁と語る」『日本之醫界』第25号第1巻、1935年、12頁。
- 35 「稲部市五郎種昌の碑」は昭和44年（1969）に富岡・甘楽医師会によって門の取付けなど再整備が行われた後、平成4（1992）年9月4日には富岡市指定史跡となって現在に至る。
- 36 群馬県北甘楽郡医師会「稲部市五郎先生ノ建碑趣意書」（金杉英五郎『故稲部市五郎氏の赦免問題』群馬県北甘楽郡医師会、1931年所収）

参考文献

- 呉秀三『シーボルト先生一其生涯及び功業一』吐鳳堂書店、1926年
金杉英五郎『故稲部市五郎氏の赦免問題』群馬県北甘楽郡医師会、1931年
齋藤壽雄「群馬県廃娼顛末」『廓清』第21巻第1号、1931年
川村恒喜「稲部市五郎の死骸見分」『掃苔』第4巻第4号、1935年
板沢武雄『シーボルト』吉川弘文館、1954年
富岡史編纂委員会編『富岡史』富岡市役所、1955年

- 丸山清康『群馬の医史』群馬県医師会、1958年
- 日蘭学会編『洋学史事典』雄松堂出版、1984年
- 片桐一男『阿蘭陀通詞の研究』吉川弘文館、1985年
- 梶輝行「蘭船コルネリウス・ハウトマン号とシーボルト事件—オランダ商館長メイランの日記に基づく考察を中心に—」(『鳴滝紀要』第6号、1996年)
- 杵澤宣賢「シーボルト渡来百年記念祭に関する一考察—外務省外交史料館所蔵史料を中心に—」『鳴滝紀要』第6号、1996年
- イサベル・田中・ファンダーレン「阿蘭陀通詞系図(2)中山家」(『日蘭学会会誌』第27巻第1号、2002年)
- 原田博二「阿蘭陀通詞の職階とその変遷について」(『情報メディア研究』第2巻第1号、2003年)
- 横山伊徳「出島下層労働力研究序説—大使用人マツをめぐる—」(横山伊徳編『オランダ商館長の見た日本—ティツィング往復書翰集—』、吉川弘文館、2005年)
- 木村直樹『〈通訳〉たちの幕末維新』吉川弘文館、2012年
- 宮坂正英「シーボルト研究の創始者呉秀三」『鳴滝紀要』第24号、2014年
- 松井洋子「シーボルトの勘定帳—出島における経済活動を探る—」(国立歴史民俗博物館編『国際シンポジウム報告書「シーボルトが紹介したかった日本」』正文社、2015年)
- 片桐一男『シーボルト事件で罰せられた三通詞』勉誠出版、2017年
- イサベル・田中・ファンダーレン「阿蘭陀通詞稲部市五郎について」(『長崎学』第3号、2019年)
- 藤本健太郎「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死ニ付死骸御見分取扱控」(『長崎学』第3号、2019年)
- イサベル・田中・ファンダーレン、藤本健太郎「稲部市五郎関連史跡・史料・文献一覧」(『長崎学』第3号、2019年)
- 洋学史学会監修『洋学史研究事典』恩文閣出版、2021年

メールアドレス fujimoto@tc.nagasaki-gaigo.ac.jp